

令和4年度社会福祉法人新城福社会事業計画

令和4年4月

1	本部・委員会	・・・・・・・・P2
2	レインボーはうす	・・・・・・・・P8
3	レインボーのお菓子やさん	・・・・・・・・P10
4	居宅介護事業所レインボーはうす	・・・・・・・・P11
5	新城市障害者相談支援事業所レインボーはうす	・・・・・・・・P12
6	サポートホームしんしろ・ほうらい・第2しんしろ	・・・・・・・・P13
7	短期入所事業所矢部ホーム	・・・・・・・・P15
8	西部福社会館(生活介護)	・・・・・・・・P17
9	西部福社会館(地域活動支援センター)	・・・・・・・・P18
10	西部福社会館(高齢者ふれあい相談センター)	・・・・・・・・P19
11	西部福社会館 指定管理業務に関する事業計画	・・・・・・・・P19
12	東三河北部障害者就業・生活支援センターウィル	・・・・・・・・P20
13	新城市基幹相談支援センター	・・・・・・・・P21
14	新城市生活困窮者等就労準備支援事業	・・・・・・・・P22
別紙	令和4年度新城福社会組織体制図	・・・・・・・・P23
別紙	年間レインボーはうす職員休日カレンダー	・・・・・・・・P24

本部並びに各委員会事業計画

社会福祉法人新城福社会の理念

～ともに働き、ともに学び、ともに生きる～

- 「他人を思いやり、お互いを支え、助け合おう」とする互助精神を基本とします。
- 共に生きるという共生理念に立って、地域において様々な形で福祉を支えあう文化の形成に貢献します。
- 障がいのある人もない人も平等に生活できる社会（ノーマライゼーションの実践）の実現を目指します。
- 障がいのある人の自己決定・自己実現を尊重した自立支援・生活支援・社会参加を基本とします。
- 本人・スタッフ・保護者・地域の人々と協働、連携した法人運営に努めます。

1. 法人本部（全般）

- ①経営、管理・運営、支援の3つの柱に責任を持ち、遂行する新たな組織体制を構築する。詳細は別紙、令和4年度新城福社会組織体制図参照。
- ②社会福祉法人新城福社会第5期中長期計画（令和4年5月完成予定）の進捗状況を管理する。
- ③第2矢部ホーム新築、矢部ホーム増築を受けて、真に地域生活支援拠点の面的整備の一翼を担えるようにレインボーはうす拠点の再整備を進めていく。併せて居宅介護事業所レインボーはうすの再構築を図る。
- ④障害者虐待防止の更なる推進と身体拘束等の適正化の推進を受けて、虐待防止委員会の見直しと新たに身体拘束等適正化検討委員会を設置する。
- ⑤人材確保策として新卒求人と家族会、後援会の協力の下で立ち上げた「助け合い虹ネットバンク」を見直し、継続する。

2. 法人本部事務（労務・経理）

- ①顧問の会計事務所(TKC)の定期的なサポートや外部監査により、正確な処理に努める。
- ②顧問の社会保険労務士の定期的なサポートを受けながら、労務関係の法令を遵守する。
- ③処遇改善加算・特定処遇改善加算、処遇改善臨時特例交付金を活用し、職員の賃金改善に努める。
- ④業務執行理事、事務職員で毎朝打合せを行うことにより、事務所内の情報共有とスムーズな事務処理に努める。
- ⑤管理者会議、安全衛生委員会、その他会議に必要に応じて参加し、適切な情報の提供を簡潔にできるように努める。

3. 安全衛生委員会

- ①安全衛生管理規程に則り、職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的として、月に1回以上開催する。
- ②ストレスチェック実施規程に則り、毎年9月15日から9月末日の間に実施する。
- ③深夜業従事者（夜間支援従事者で週1回、月4回以上の者）に対して年2回の健康診断を実施する。

④令和4年度安全衛生委員

	役職名	氏名
委員長	理事長	夏目みゆき
産業医	医師	米田正弘
議長	業務執行理事・管理者	長坂 宏
委員	管理者	小林隆幸
委員	管理者	松原宏昌
委員	事務員	長谷佑樹
委員	生活支援員	笹野愛子

4. 虐待防止委員会

①本年度の重点目標

- ・虐待防止委員会を設置するとともに、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策を検討する。
- ・虐待相当事案が発生した際には速やかに臨時虐待防止委員会を開催する。また、その場合は各自治体の虐待防止センターとの連携を密にしていく。
- ・虐待防止研修を法人職員全体研修に位置付け、年1回研修を実施する。その他、各事業部門にて必要に応じて研修会を開催する。
- ・虐待防止チェックリストの記入・集計。
- ・下記その他、必要に応じて虐待防止委員会を開催する。

②年間スケジュール

月	内容	備考
4月	第1回虐待防止委員会（事業報告）	虐待防止委員会
6月	第2回虐待防止委員会（研修内容検討）	虐待防止委員会
9月	虐待防止・身体拘束等に関する法人職員全体研修会	法人職員+他法人職員
11月	虐待防止・身体拘束等に関する法人職員全体研修会	法人職員+他法人職員
//	虐待防止チェックリスト配付・記入	各事業部門
2月	第3回虐待防止委員会（事業計画）	虐待防止委員会

③令和3年度虐待防止委員

委員	職名	氏名	備考
委員長	理事長	夏目みゆき	
虐待防止責任者	業務執行理事・管理者	長坂 宏	
虐待防止責任者	管理者	小林隆幸	
虐待防止責任者	管理者	松原宏昌	虐待防止統括責任者
虐待防止責任者	管理者	渡邊竜夫	
虐待防止責任者	管理者	藤田洋孝	
虐待防止委員	管理者・サービス管理責任者	北川哲也	主任虐待防止委員
虐待防止委員	管理者・サービス管理責任者	岡本美津代	
虐待防止委員	管理者・サービス管理責任者	大原直樹	
虐待防止委員	サービス提供責任者	渡辺敏弘	

5. 身体拘束等適正化委員会

①本年度の重点目標

- ・身体拘束等適正化委員会を設置するとともに、身体拘束等の適正化に向けた検討を行い、身体拘束等の廃止に努める。
- ・身体拘束等事案が発生した際には速やかに身体拘束等適正化委員会等を開催し、今後の対応を検討する。
- ・虐待防止委員会と連携し、委員会や身体拘束等にかかる内容の研修を行う。その他、各事業部門にて必要に応じて研修会を開催する。
- ・下記の他、必要に応じて身体拘束等適正化委員会を開催する。

②年間スケジュール

月	内容	備考
4月	第1回身体拘束等適正化委員会	身体拘束等適正化委員会
6月	第2回身体拘束等適正化委員会（研修内容検討）	身体拘束等適正化委員会
9月	虐待防止・身体拘束等適正化に関する法人職員全体研修会	法人職員+他法人職員
11月	虐待防止・身体拘束等適正化に関する法人職員全体研修会	法人職員+他法人職員
2月	第3回身体拘束等適正化委員会（事業計画）	身体拘束等適正化委員会

③令和3年度身体拘束等適正化委員

委員	職名	氏名	備考
委員長	理事長	夏目みゆき	
身体拘束等適正化責任者	業務執行理事・管理者	長坂 宏	
身体拘束等適正化責任者	管理者	小林隆幸	
身体拘束等適正化責任者	管理者	松原宏昌	身体拘束等適正化検討統括責任者
身体拘束等適正化責任者	管理者	渡邊竜夫	
身体拘束等適正化責任者	管理者	藤田洋孝	
身体拘束等適正化委員	管理者・サービス管理責任者	北川哲也	主任身体拘束等適正化検討委員
身体拘束等適正化委員	管理者・サービス管理責任者	岡本美津代	
身体拘束等適正化委員	管理者・サービス管理責任者	大原直樹	
身体拘束等適正化委員	サービス提供責任者	渡辺敏弘	

6. 防災委員会

①本年度の重点目標

- ・各事業で年間防災訓練計画に従い、訓練毎に実施要綱を作成し、訓練を実施する。
- ・事業の形態や収容人数、建物の構造など、実態にあった想定のもと訓練を行い、不測の事態に備える。
- ・災害時に地域と協力体制を取ることが出来るよう、災害時要援護者名簿の更新を行う。
- ・通所系・居住系の事業所については、新城市が行う防災訓練に参加し、地域との連携体制強化に努める。
- ・各事業で定めた重点目標が達成できるよう訓練を行い、年度末に達成状況を確認する。

- ・各事業で訓練実施後、反省を記録し、委員会へ報告する。委員会は、各事業の反省等の情報を公開し、改善に努める。
- ・夜間宿泊型避難訓練等、事業間で共同して訓練を実施する。
- ・職員緊急連絡網を使用した伝達訓練を各事業で年に2回行う。その内の1回はグループホーム設置場所より半径2km圏内在住の職員による伝達訓練とする。
- ・自然災害(地震、風水害)のBCPを策定し、福祉避難所としての機能を再整備する。

②年間スケジュール

- ・各事業部門は、1年間に6回以上訓練(緊急連絡網の伝達訓練を含め)を実施する。
- ・訓練の詳細、時期等は各事業の年間防災計画に定める。

③令和4年度防災委員

委員(担当)	氏名
委員長	北川哲也
レインボーはうす	長谷佑樹、小田和馬、辻田吉範
レインボーのお菓子屋さん	岡本美津代
西部福祉会館	水野悠和
居宅介護事業レインボーはうす	渡辺敏弘
新城市基幹相談支援センター 新城市相談支援事業所レインボーはうす 東三河北部障害者就業・生活支援センターウィル	山本学
サポートホーム 短期入所事業所矢部ホーム	北沢裕亮、防災係

7. 感染症対策委員会

①本年度の重点目標

- ・社会福祉法人新城福祉会新型コロナウイルス対応の見直しを必要に応じて行なう。
- ・各事業部門の感染症対応マニュアルを確認、共有し、法人全体に感染症に関する普及啓発活動を行なう。
- ・各事業部門間での情報交換、相談の場を作り、感染症予防や対策に向けた取り組みができる。

②年間スケジュール

- ・1年間に3回感染症対策委員会を実施する。なお、必要な時にはこの限りではない。

③令和4年度感染症対策委員

委員	職名	氏名	備考
委員	看護師	照井聖子	委員長
委員	看護師	加藤有子	副委員長
委員	業務執行理事・管理者	長坂 宏	
委員	管理者	小林隆幸	
委員	管理者・サービス管理責任者	岡本美津代	
委員	サービス管理責任者	岡 裕子	

8. 研修委員会

①本年度の重点目標

- ・業務遂行に必要な知識の向上、技能の習得。
- ・創造力と合理的判断力、併せて旺盛な実行力と積極的な指導力を有する職員の養成。

②本年度実施する研修

研修名	対象職員
法人職員全体研修	全法人職員
新規採用職員研修	入職から1ヵ月以内の職員
新人職員研修	法人在籍おおよそ半年未満の職員
新人職員実践研修	法人在籍おおよそ半年～1年未満の職員
初級研修	法人在籍おおよそ1年～3年未満の職員
中級研修	法人在籍おおよそ3年～5年未満の職員
上級研修	法人在籍おおよそ5年以上の幹部職員

※法人職員全体研修は年4回（市民福祉フォーラム、新年の集いは除く）開催する。

※地域の新型コロナウイルス感染状況を考慮し、実施形態については適宜判断する。

③外部研修の報告について

- ・外部研修履修半年後、効果測定として「研修効果測定書」の提出を義務付ける。

④その他研修について

- ・各事業部門において、適宜研修会等を開催していく。

※上記の研修について、実施主体は各事業部門になるが、内容把握に努める。

⑤OJT(オン・ザ・ジョブトレーニング)の強化について

- ・新規採用職員研修において、OJT担当制を取る。

⑥人事考課制度について

- ・上級研修において、人事考課制度の見直しを図る。

⑦令和3年度研修委員

委員	職名	氏名	備考
研修委員	生活支援員	荒川淳矢	委員長
研修委員	生活支援員	遠山京子	副委員長
研修委員	サービス管理責任者	大原直樹	
研修委員	職業指導員	松井美穂	
研修委員	相談支援専門員	中尾仁衣子	
研修委員	世話人	金田美保	

9. サービス向上委員会

①福祉サービス等管理責任者会議の下部組織として位置付け、支援サービスの質の向上を目的として、必要に応じて開催する。

②委員会組織（構成員を含む）については福祉サービス等管理責任者会議で検討していく。

③苦情解決委員会規程に基づく各自事業所の苦情を取り上げ、サービス向上に繋げていく。

10. 広報委員会

① 本年度の活動内容

- ・機関紙の発行（【夏号】7月、【冬号】1月）
- ・ホームページの運用
- ・機関紙およびホームページの有効活用など在り方の検討

②年間スケジュール

月	内 容
4月	第1回 広報委員会（7月機関紙の検討、発行準備）
7月	第2回 広報委員会（機関紙、ホームページに関する協議）
10月	第3回 広報委員会（1月機関紙の検討、発行準備）
1月	第4回 広報委員会（機関紙、ホームページに関する協議）

- ・上記の他、必要に応じて広報委員会を開催する。
- ・機関紙やホームページの検討については、広報委員以外の意見も取り入れる。

③令和4年度の広報委員

所 属（職名）	氏 名	備 考
レインボーはうす（サービス管理責任者）	野澤 寛未	委員長
障害者就業・生活支援センター ウィル （センター長）	藤田 洋孝	
法人本部（事務員）	長谷 佑樹	
サポートホーム（世話人）	藤本 忍	
レインボーはうす（生活支援員）	森田 芳弘	
西部福祉会館（事務員）	八木 祥子	

※必要に応じ、委員の増員を検討する。

レインボーはうす事業計画

1. 多機能型事業所全体として

- ①個別ニーズに即した支援を組み立て、生活介護、就労移行支援、就労定着支援の役割、機能を互いに理解した上で、多機能である強みを生かして自立支援、社会参加（※）を促進して行く。※ 移動販売車の活用、子ども食堂への参画、弁当配達、レンタルアート等。
- ②法人としてジョブコーチ 1 名体制を堅持することに協力するとともに、人材育成の視点からも新たに 1 名のジョブコーチを育成する。
- ③自然災害(地震、風水害)の BCP を策定し、福祉避難所としての機能を再整備する。
- ④常勤職員のジョブローテーションを実施する。

2. 事務経理について

経理、労務等の事務情報を共有し、事業運営ができるように心掛ける。

3. 生活介護事業

サービス管理責任者 北川哲也

定員 34 名 利用現員 37 名 (R4.4.1 現在)

- ①生活介護再編に向け、新たな働き方を考えるプロジェクトチームを発足する。
- ②昼食工房で弁当配達、移動販売車を活用した販売に参加する。弁当等製造販売売上目標を 9,600,000 円とする。
- ③子ども食堂の企画、見直しを行う。
- ④理学療法士を中心に、職員が連携して日常生活場面においてリハビリテーションの視点を加えた支援を行い、リハビリ機器を導入し、環境整備を行う。

4. 就労移行支援事業

サービス管理責任者 野澤寛未

定員 6 名 利用現員 6 名 (R4.4.1 現在)

- ①一般就労への意欲、可能性に応じた支援体制を築くために、企業訪問あるいは障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、ハローワーク等と連携して、情報交換を行う。
- ②利用者のアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施する。
- ③目標就労者を 2 名以上とする。

5. 就労定着支援事業

サービス管理責任者 野澤寛未

- ①定着支援が円滑に進むよう、企業や障害者就業・生活支援センターと情報を共有する。
- ②関係機関との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関との情報共有やケース会議等を実施する。

6. 訪問型ジョブコーチ（職場適応援助者）による職場適応援助事業

- ①訪問型職場適応援助者1名体制で、新規支援2名、継続支援2名の合計4名を目標とする。
- ②定着率（職場適応援助の終了後、6ヶ月経過後に雇用が継続している者の率）が50%を超えるように職場適応援助を実施する。

7. 権利擁護について

虐待防止委員会及び身体拘束等適正化委員会の計画に従って、虐待防止の更なる推進と身体拘束等の適正化推進の体制整備の為に、レインボーはうす虐待防止推進委員会を整備する。

8. 防災について

- ①訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
- ②福祉避難所連絡会に参加し、福祉避難所としての機能を再整備する。

9. 職員研修について

- ①研修委員会の計画に従い、各種研修（新規採用、新人、新人実践、初級、中級、上級、職員全体）に参加する。法人職員全体での研修は年4回と市民福祉フォーラム、新年の集いとする。別紙、年間レインボーはうす職員休日カレンダー参照。
- ②土曜（午前）営業日の午後を活用したレインボーはうす職員研修（常勤・非常勤）は、現場職員の意見を取り入れながら、その時々状況に合わせた内容を管理者、サービス管理責任者を中心に企画立案、実施していく。

10. 苦情解決制度について

- ①月1回の何でも相談日に「利用者さんの声（用紙を配付）」を受け付けるなど、苦情の申立てを行いやすい体制を整備する。
- ②苦情解決（解決できないものを含む）については定期的にホームページにアップすると同時に、苦情解決をサービス向上へと繋げて行く。

11. サービス評価について

外部評価機関（予定：中部評価センター）による第三者評価を受審する。

12. 家族会について

- ①新城福祉会の日中活動事業所（レインボーはうす、西部福祉会館、レインボーのお菓子屋さん）の合同家族会として位置付ける。
- ②新城福祉会本部事務局より2名が顧問として参加し、自主的組織である家族会の運営が円滑に進むように協力する。（顧問は2名 長坂・笹野）

レインボーのお菓子やさん事業計画

1. 事業について

一般企業での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上の為に必要な訓練を行う。併せて、新型コロナウイルス感染防止対策を行い、菓子製造販売・施設外就労等を通して社会参加の機会を増やす。『地域で働く』ために障害者優先調達法を絡めて適正な請負額の交渉に努め、所得保障を行なう。継続利用の困難な利用者さんには、日中一時支援サービスを提供し、特性に合った支援を組み立てていく。職員のジョブローテーションを継続し、安定した支援の提供とスキルアップを目指す。

2. 運営の方針

指定就労継続支援事業B型レインボーのお菓子やさん運営規程に従って運営していくものとする。

3. 令和4年度目標 定員20名 ※利用現員18名(R4.4.1現在)

- ①目標工賃を設定し、工賃向上計画に基づき、目標工賃達成指導員と共に工賃アップに取り組む。
なお、令和4年度の目標工賃は平均月額30,200円とする。
- ②就労移行支援事業利用終了者が再度一般就労にチャレンジできる支援体制を整備する。
- ③福祉的就労を継続できるように日常生活の支援を実施する。
- ④個別送迎、施設外移動に対応できるように送迎車を整備する。
- ⑤虐待防止委員会及び身体拘束等適正化委員会の計画に沿って権利擁護に取り組む。
- ⑥レインボーのお菓子やさん(店舗)玄関入り口のスロープ老朽化の為、改修する。

菓子製造販売 ◆売上目標：8,000,000円

- ・クッキー、焼菓子等の製造販売を通じ、仕事をする上でのスキルを身につけられるよう環境を整える。また感染防止対策を行い、地域のイベント等へ参加する。
- ・食品を扱う為、HACCP方式の衛生管理計画に基づき、衛生面整理整頓、安全等に十分配慮する。
- ・菓子製造場所の機器点検を実施し、不具合な物に優先順位を付け、更新する。
- ・商品価格の見直しを行い、商品パンフレットの作成を行う。
- ・ふるさと納税対象商品の開発に向け計画を進める。
- ・レインボーのお菓子やさんマニュアルに基づき運営する。尚、マニュアルは必要に応じて見直しを行う。

施設外就労 ◆売上目標：3,950,000円

【企業簡易下請作業、清掃作業】 契約企業：トンボ鉛筆株式会社、新城市民病院

施設外作業 ◆売上目標：900,000円

【法人内下請作業】レインボーはうす、西部福祉会館

- ・各々が持っている作業能力を最大に発揮出来るように支援する。
- ・レインボーのお菓子やさん施設外就労マニュアルに基づき支援する。
- ・作業アセスメントを随時見直し、作業内容と請負額の適正な価格交渉を行う。

居宅介護事業所レインボーはうす事業計画

1. 事業内容

新城市、豊橋市、豊川市、東栄町、設楽町、豊根村に在住の身体・知的・精神に障害のある方を主たる対象に居宅介護（家事援助・通院等介助・身体介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）、移動支援、及び私的契約（安否確認）を行なう。

2. 職員体制

管理者 1 名【介護職員初任者研修修了者】 1 名
サービス提供責任者 1 名 内訳【介護福祉士】 1 名
常勤職員 5 名（内 3 名兼務） 内訳【介護福祉士】 2 名【介護職員初任者研修修了者】 3 名
【行動援護】 5 名【福祉有償運送】 5 名

3. 基本事業

- ① 移動支援事業
- ② 居宅介護事業
- ③ 行動援護事業
- ④ 同行援護事業
- ⑤ 福祉有償運送事業
- ⑥ 私的契約事業

4. 令和 4 年度重点目標

コロナ禍と職員体制の弱体化により事業が低迷している為、事業所の再構築を図る。

- ① 加算に対応できる質の高い支援体制及び事業所管理体制の再整備
月 2 回のヘルパー会議による報告と情報共有、職員研修計画によるスキル向上、利用者ニーズの整理や改善等を一体的にできる業務管理体制の再整備を行う。
- ② アセスメントに基づいた支援体制作り
日々の支援の中で、アセスメントを心がけ利用者理解を深める。合わせて、居宅介護計画や支援計画シート等（行動援護）の作成と更新に務め、必要に応じ利用者の支援内容や支援時間の見直しを行う。
- ③ 災害時の体制整備
「年間防災訓練計画」をたて、ヘルパーのスキルアップのための研修機会を設ける。
利用者宅及び外出先での避難訓練を実施し、利用者の防災意識向上にも努める。
- ④ 虐待防止及び身体拘束等適正化への取り組み
虐待防止委員会並びに身体拘束等適正化検討委員会と連携し、職員への周知徹底や研修の実施等に取り組み、各適正化に向けた指針の整備を行う。
- ⑤ 利用者ニーズに応えられる体制強化に向けた登録ヘルパー（非常勤）1 名の増員

新城市障害者相談支援事業所レインボーはうす事業計画

1. 事業所

事業所名：新城市障害者相談支援事業所レインボーはうす
事業の種類：相談支援事業（委託、指定特定、指定一般、指定障害児）
職員配置：管理者1名常勤、兼務：ウィル管理者
相談支援専門員4名（常勤）事務兼相談員1名（非常勤）
内訳【社会福祉士】2名 【介護福祉士】1名
【精神保健福祉士】1名

新城市相談支援業務委託費：13,800,000円

地域アドバイザー業務委託費：1,800,000円

※東三河北部圏域地域アドバイザー：渡邊管理者（愛知県より法人受託）

重症心身障害児等居場所づくり事業委託費：220,000円

2. 基本方針

事業に当たっては、当事業運営規定に従い、利用者又は障害児が自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

3. 基本事業

地域生活支援事業の必須事業として相談支援事業を下記7項目で展開する。

- ①福祉サービスの相談や申請援助
- ②社会資源を活用するための支援
- ③社会生活力を高めるための支援
- ④権利の擁護のために必要な支援
- ⑤専門機関の紹介
- ⑥自立支援協議会への協力
- ⑦東三河北部圏域連絡会議への参加

4. 令和4年度重点目標

基幹相談支援センターとの連携をはじめ、委託相談支援事業所として自立支援協議会の機能を強化できる取り組みを進めていく。また、「障害者の日常生活又は社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」に基づき、丁寧な対応に心掛け基本相談支援と計画相談支援に取り組んでいく。これらの事をふまえ、下記5項目を重点目標として展開する。

- ①新たな加算に対応できる質の高い支援と専門性の高い相談支援体制の継続
- ②「地域移行」「地域定着」支援体制の構築
- ③自立支援協議会への積極的参加と運営
- ④災害時要援護者の把握ができる仕組みづくりへの取組
- ⑤各関係機関とより綿密な連携体制を構築し、支援充実に取り組む。

サポートホーム（しんしろ・ほうらい・第2しんしろ）事業計画

1. 今年度の主な取組み

- 第2矢部ホームの運営開始、矢部ホームの増床に合わせて事業所を再編する。
- 短期入所事業所1床増床するなど、地域生活支援拠点等の面的整備の一翼を担う事業所として体制を整備していく。

2. 入居定員（令和4年4月末まで）

【サポートホームしんしろ（入居定員17名）】

- ・平井ホーム（入居定員4名）・石田ホーム（入居定員5名）
- ・市場台ホーム（入居定員4名）・第2石田ホーム（入居定員2名）
- ・第2サテライト西新町（入居定員1名）・サテライト平井（入居定員1名）

【サポートホームほうらい（入居定員8名）】+短期入所1名

- ・長篠ホーム（入居定員4名）・矢部ホーム（入居定員4名+短期入所1名）

【サポートホーム第2しんしろ（入居定員11名）】

- ・万福ホーム（入居定員7名）・八幡ホーム（入居定員4名）

入居定員（令和4年5月1日から）

【サポートホームしんしろ（入居定員19名）】+短期入所1名

- ・平井ホーム（入居定員4名）・石田ホーム（入居定員5名）
- ・市場台ホーム（入居定員4名）・矢部ホーム（入居定員5名+短期入所1名）
- ・サテライト平井（入居定員1名）

【サポートホーム第2しんしろ（入居定員18名）】+短期入所1名

- ・万福ホーム（入居定員7名）・長篠ホーム（入居定員4名）
- ・第2矢部ホーム（入居定員7名+短期入所1名）

3. 虐待防止の取組み

- ・虐待防止委員会およびホーム虐待防止係と連携し、虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修を行い、事業所内での虐待防止に努める。
- ・サポートホーム独自の虐待防止チェックリストの内容を更新する。

4. 身体拘束等適正化への取組み

- ・身体拘束等適正化検討委員会およびホーム身体拘束等適正化検討係と連携し、事業所内での身体拘束等適正化への取組みを行う。
- ・身体拘束等適正化のための指針に基づき、事業所内で起きた身体拘束等の事案について委員会内にて検討する。

5. 苦情解決について

- ・日常的に利用者からの相談を受け付け、苦情等が発生した場合には世話人（登録世話人を含む）、苦情解決担当職員と連携をとり迅速に対応していく。

6. 世話人会、ホーム会について

- ・ホームの運営状況、利用者支援、ホーム内の改善事項等について話し合う場を設ける。世話人の資質向上の為、研修委員会等と連携し、年間研修を組み立てる。

7. 緊急時・非常災害時の対策

- ・日頃から利用者の健康状態把握に努め、利用者の容態に急変があった場合は、主治医または協力医療機関にて必要な処置を講じ、速やかに家庭へ連絡する。
- ・法人防災委員会およびホーム防災係と連携し、火災、大規模地震などの災害に備え、2か月に1回、各ホームにて防災訓練を実施する。日程を事前に決めて確実な実施に努める。
- ・非常災害時の連携を強化するために、ホーム設置地区の区長、民生委員との情報共有を図る。
- ・年に1回以上、各地区の指定避難場所までへの避難訓練を実施する。
- ・年に1回以上、夜間帯での避難訓練を実施する。

8. 重点目標

- ・5月からの事業部門再編に向け、申請等事務、引っ越しを進めていく。
再編にあたり、利用者が安心して過ごせるように配慮し、支援検討を適宜行う。
- ・法人正規職員を中心に、世話人兼務体制（夜勤含む）やバックアップによる協力体制の強化を図る。
- ・新城福祉会新型コロナウイルス対応マニュアル（BCP）に合わせた感染対策を継続する。主な感染対策として、環境整備や日常的な消毒および検温等の体調管理を継続していく。
- ・市内等で行われる就職説明会や、求人チラシ作成支援事業を活用して、世話人の確保に努める。
- ・各ホームスタッフ会等を定期的に開催し、利用者支援等の情報共有と統一を図るとともに、支援スキルの向上に努める。
- ・サポートホーム第2しんしろにおいて、第三者評価を受審する。
- ・夜勤を実施している従業員は健康診断を年2回実施し、健康状態の把握に努める。
- ・各ホームの経年劣化による建物および設備の修繕必要箇所について、運営状況を見ながら随時改善等を検討していく。
- ・強度行動障害支援者養成基礎研修・実践研修等の受講修了者を配置し、より良い質のサービスを提供できるようにしていく。
- ・新型コロナウイルス感染症により昨年度十分に行えなかった、利用者レクリエーション(余暇)、防災訓練、職員研修の機会等について、情勢を見ながら計画的に行っていく。
- ・短期入所事業の充実、特殊浴槽の利用開放等、地域生活支援拠点等の面的整備の一翼を担うべく、受け入れの体制を整えていく。

短期入所事業所（矢部ホーム・第2矢部ホーム）事業計画

1. 今年度の主な取組

- ・5月からのサポートホーム事業所再編に合わせ、短期入所事業所矢部ホームの廃止届を提出。（併設していたサポートホームほうらいを廃止するため、短期入所事業所矢部ホームも廃止届を提出することとなる。）
- ・共同生活住居「第2矢部ホーム」の完成に合わせて、矢部ホームおよび第2矢部ホームに1床ずつの短期入所事業所を開設するための事業所指定申請を行う。

2. 利用定員（令和4年6月1日～）

- ・短期入所事業所矢部ホーム（女性棟・1名）
- ・短期入所事業所第2矢部ホーム（男性棟・1名）

3. 送迎サービスの実施

自力または家族等の送迎が困難な利用者に対して、自宅までの送迎サービスを行う。

4. スタッフ会について

短期入所事業所の運営状況、利用者支援などについて、改善事項の話し合いや職員間の情報の共有の場を設ける。また、同建物内で行われているグループホーム事業の職員とも支援体制の統一を図る。また、職員の資質向上のために研修会を行う。

5. 緊急時・非常災害時の対策

- ・利用者の容態に急変があった場合は、協力医療機関（新城市民病院）にて必要な処置を講じ、速やかに家庭へ連絡する。
- ・火災、大規模地震などの災害に備え、2ヶ月に1回の防災訓練を実施する。
- ・夜間緊急時は、サポートホーム管理者、サービス管理責任者、世話人、夜間対応職員と連携を取り合い対応する。緊急通報装置を活用する。

6. 虐待防止の取り組み

- ・虐待防止委員会およびホーム虐待防止係と連携をし、虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修を行い、事業所内での虐待防止に努める。
- ・サポートホームと連携し、独自の虐待防止チェックリストの内容を更新する。

7. 身体拘束等適正化への取り組み

- ・身体拘束等適正化検討委員会およびホーム身体拘束等適正化検討係と連携し、事業所内での身体拘束等適正化への取り組みを行う。
- ・身体拘束等適正化のための指針に基づき、事業所内で起きた身体拘束等の事案について委員会内にて検討する。

8. 苦情解決について

日常的に利用者からの相談を受け付け、苦情等が発生した場合には世話人（登録世話人を含む）、苦情解決担当職員と連携をとり迅速に対応していく。

9. 重点目標

- ・新規事業所指定申請に向けた書類等の整備を行う。
- ・短期入所事業の充実、特殊浴槽の利用開放等、地域生活支援拠点等の面的整備の一翼を担う事業所として受け入れの体制を整えていく。
- ・新城福社会新型コロナウイルス対応マニュアル（BCP）に合わせた感染対策を継続する。主な感染対策として、環境整備や日常的な消毒および検温等の体調管理を継続していく。新型コロナウイルス感染状況を見ながら、随時受け入れの制限や休業等の判断をする。
- ・法人ホームページに月間利用状況情報を掲載することで、利用の促進につなげる。
- ・共同生活住居矢部ホームおよび共同生活住居第2矢部ホームの利用者の生活に配慮しながら、主に緊急時の利用が必要な方等を優先的に受け入れていく。夜勤シフトなど職員の配置を整え、いつでも受け入れ可能な状態になるよう、体制を整えていく。また、重度の方の受け入れに対応できるよう、レインボーはうすでの研修を行うなど、職員の介護支援体制を充実させていく。

西部福祉会館（生活介護）事業計画

【事業について】

令和4年度はコロナ禍における新たな日常生活、そして徹底した感染防止対策を講じた環境を継続していく。また縮小制限や中断していたカラオケや外出企画等をストレス軽減に配慮し工夫していく。

さらに、社会参加の側面及びリハビリの観点から収益を含めた幅広い作業活動にも引き続き創意工夫した取組みを行っていく。

リハビリ希望者は30名を超えるニーズの高さがあり、理学療法士（作業療法士）常勤化を視野に、チーム支援による日常的なリハビリを安定して行っていく。実施できていない物理療法提供の為に、今年度も引き続き助成事業申込を行っていく。

看護師を常勤3名以上と手厚く配置したことで、医療面と健康面において安心した支援と相談環境を提供できる事業所の強みに定着した。この西部の特徴を市内在住の重度障害者への支援提供に自立支援協議会等通じ案内周知に努め、新規利用者確保につなげていく。

今年度も職員の腰痛防止と効率的に働く環境改善の取組みを継続していく。

【重点目標】

- 1 新型コロナウイルス感染防止に取組み、今まで自粛制限をかけていた外出や行事等を、感染防止対策を講じた上で、創意工夫し提供していく。
- 2 医療ケア、強度行動障害、リハビリテーションサービス提供と様々な専門性を伴う支援環境を提供するため、看護師、理学療法士と協働し知識を深め支援技術を高めていく。
- 3 グループ支援をより効果的に提供するために、毎月グループミーティングを実施し、支援の統一と改善提案等発信の場として機能させていく。
- 4 利用者理解を深め支援力向上、権利擁護意識醸成の為に、事例検討会はじめ研修委員会や虐待防止委員会、身体的拘束等適正化に関する研修を通じて、意思決定支援や身体拘束の回避、虐待防止に心掛けていく。
- 5 働きやすい環境整備の為に、ノーリフトケアと介護機器等情報収集と活用に取り組んでいく。

【事業について】

新城市より委託を受け、新城福社会が実施する西部福社会館地域活動支援センター（以下「事業所」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第4号の規定に基づき、障害をお持ちの方の日中活動の場として、創作的活動又は生産活動等の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者等の地域生活支援の促進を図っていく。

【令和4年度重点目標】 定員10名

1. 感染防止対策の徹底

新型コロナ感染防止対策を徹底し、安心して過ごす事の出来る「居場所」提供に努め、これまで縮小、自粛していた行事等を創意工夫し再開していく。

2. 食事と入浴の提供

一人ひとりの嗜好に合わせた満足感のある食事提供を行うことで、居心地の良い場所として来所目的としていただく。また希望に応じ、入浴支援等心身の清潔衛生保持を通じ生活リズム構築に役割を果たしていく。

3. 創作的活動及び作業機会の提供（工賃支払を視野に含む）

利用者一人ひとりの「やりたいこと」に対応するために創作的活動や作業機会、娯楽機会さらに「働きたい」意欲を尊重する「仕事」提供に努めていく。

4. 就労移行および、さらなる就労定着に向けた支援

社会参加及び就労準備、就労定着支援の機能を果たし、働く仲間同士の交流の場づくりを支援していく。また日常生活の訓練補助として、生活リズムの確立と対人関係構築の場としていく。

5. 支援計画に基づいた体制づくり

利用者の生活やその他変化があった際には、タイムリーな支援計画の更新に努め、サービス等利用計画に基づいた利用者の希望する暮らしを目指し関係機関と連携協働体制を作っていく。

6. 研修参加

障害特性に対する理解と支援スキルの向上、権利擁護のために法人研修委員会主催による各種研修参加、特に虐待防止委員会等の研修への参加を義務付けていく。

西部福祉会館高齢者ふれあい相談センター事業計画

【事業運営方針】

社会福祉法人新城福祉会が新城市より指定管理を受託して設置運営する西部福祉会館高齢者ふれあい相談センター（以下「ふれあい相談センター」という。）が行う事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続していくことができるように、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）の地域における窓口として、高齢者及びその家族からの総合的な相談に応じるとともに、関係機関との連絡及び調整並びに介護予防の実施及び生活支援サービスの提供に係る調整を行うために、新城市高齢者ふれあい相談センター運営事業実施要綱に添って実施するものである。

【事業の内容（重点目標）】

- (1) 地域の要援護高齢者の心身の状況、家族の状況等の実態を把握するために、実態把握を訪問、電話、来所等を通して、年間620件以上を目指していく。
- (2) 各種介護予防サービス等を利用できるように、福祉課、包括支援センター、民生委員、居宅介護支援事業所等と日常的に情報交換し、連携を深め、スムーズなサービス提供に努めていく。
- (3) 相談業務の資質の向上を図るため、定期的に研修の機会を設け参加していく。
- (4) 相談内容、処理状況等については、毎月市に事業実施状況の報告を行う。
- (5) 地域生活体制整備事業として第2層生活支援コーディネーター機能を担う。
- (6) 認知症カフェ（結カフェ）の取組みを千郷地区民児協へ紹介し、ミニデイ以外にもコミュニティ活動のメニューとして案内及び協働していく。

西部福祉会館 指定管理業務に関する事業計画

【管理運営の理念・方針】

西部福祉会館指定管理者（令和2年度～令和6年度の5か年）として、新城市西部福祉会館の設置及び管理に関する条例並びに新城市西部福祉会館管理及び運営に関する規則に基づき、指定管理業務を行う。

建物設備備品の維持管理においては、市と密接な連携を取りながら、定期的な点検等により、利用者に不利益が及ばないようにする。

協定書に基づき年度末には満足度調査を実施し、施設運営に活かしていく。

【重点計画】

西部福祉会館指定管理に関する事業計画は、基本的に新城市西部福祉会館の管理に関する基本協定書に従って運営するものである。

「地域交流」「会館利用」への取組みとして様々な市民団体さらに民生児童委員連絡協議会、老人クラブ等へ気軽に安心して利用できるように案内していく。

地域に求められる利用しやすい清潔で安心できる会館運営に努めていく。特に防災に係る地域資源としての役割を果たすために、防災訓練時には地区民生児童委員や区長役員へ見学等参加を依頼していく。合わせて広報活動にも取り組んでいく。

東三河北部障害者就業・生活支援センター ウィル事業計画

1. 事業所

事業名：障害者就業・生活支援センター事業
(雇用安定等事業／生活支援等事業)

職員配置：センター長兼主任就業支援担当者 1名(常勤)
就業支援担当者 1名(常勤)
生活支援担当者 1名(常勤)

委託費：雇用安定等事業 14,640,000円(令和4年度契約見込額)
生活支援等事業 4,712,000円(令和4年度契約見込額)

2. 基本方針

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、職業生活における自立を図るため就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、必要な支援を行うことにより雇用の促進及び職業生活の安定を図る。

3. 基本事業

障害者就業・生活支援センター事業として下記の取り組みを実施する。

- ① 障害者雇用にかかる相談・支援業務の実施
- ② 地域の就労支援力底上げのためのネットワーク形成・セミナー等の実施
- ③ 職場定着や就労促進のための在職者交流及びピアサポート活動の実施
- ④ 障害者就業支援アドバイザーの設置
- ⑤ 国等が主催する会議・研修等への出席
- ⑥ 県内の障害者就業・生活支援センターとの連携強化

4. 重点目標

令和4年度雇用安定等事業および生活支援等事業の委託要綱等に基づき事業を実施するが、その中において下記の項目を重点目標として実施する。

- ① 雇用を前提としない体験型職場実習の実施・強化
・就労移行支援事業所等と連携し、職業上の課題の明確化を図る。
- ② ピアサポート活動等(オンラインのツール活用含む)の拡大
・これまで一定の成果が得られているため、継続実施や拡大を目指す。
- ③ 地域の障害者就労支援におけるハブ的機能の強化
・就労移行連絡会の拡大、障害者就業支援アドバイザーとの連携強化。
- ④ 数値目標
・支援対象者 260名 ・実習件数 22件 ・就職件数 22件
・定着率 75%(令和3年度就職者の1年後の継続率)

新城市基幹相談支援センター（東三河北部）事業計画

1. 委託内容

委託業務：新城市、設楽町、東栄町、豊根村より委託された基幹相談支援センター運営事業実施要綱に基づく地域における基幹相談支援センター事業の実施。

委託料：新城市／9,773,000円

設楽町／ 360,000円

東栄町／ 360,000円

豊根村／ 360,000円

職員配置：センター長1名（常勤）

相談員等1名（非常勤／新城市担当）

相談支援専門員1名（非常勤／設楽町・東栄町・豊根村担当）

契約期間：2022年4月1日から2023年3月31日

設置場所：しんしろ福祉会館2階

2. 基本業務

- ①サービス等利用計画の検査に関する事業
- ②虐待防止センターに関する事業
- ③障害への理解・啓発に関する事業
- ④相談支援連絡会に関する事業
- ⑤相談員はじめ支援機関のスキルアップ、研修等に関する事業
- ⑥居宅介護支援事業所連絡会に関する事業
- ⑦他分野含む関係機関との連携に関する事業
- ⑧困難事例への対応に関する事業
- ⑨地域移行・地域定着支援に関する事業
- ⑩自立支援協議会の運営に関する事業
- ⑪前各号に掲げるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第1項に規定する事業及び業務に付随する業務
- ⑫新城市をはじめ設楽町、東栄町、豊根村を含む東三河北部圏域における基幹相談支援機能の構築

※新城市においては全業務。設楽町・東栄町・豊根村においては⑤⑧⑨⑫業務を中心に担う。

3. 重点目標

- ①市町村自立支援協議会中心に「地域の課題解決に向けた取り組み」を機能的に実践できる仕組みづくりや多職種連携に力を入れる。同時に新城市および東三河北部圏域の支援者スキル向上に向けた研修の充実に取り組む。
- ②基幹相談支援センター業務に従事できる人材の育成に向けた検討を進めていく。

新城市生活困窮者等就労準備支援事業計画

1. 委託内容

委託業務：新城市より委託された新城市生活困窮者等就労準備支援事業実施要綱に基づく生活困窮者等就労準備支援事業の実施。

委託料：8,683,000円

(内訳：基本額8,000,000円、インセンティブ加算額683,000円)

職員配置：責任者1名(常勤・兼務)

就労準備支援員1名(常勤・専従)

契約期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日

設置場所：レインボーはうす就労支援棟

2. 事業目的

就労意欲の低下や生育環境や隠れた障害などによりその意識が低いもの、就労に必要な実践的な知識・技能等の不足、基本的な生活習慣に課題を有するなど複合的な理由により、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対して、その段階や能力に応じた就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援又は就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して実施し、生活困窮者等の自立促進を図ること。

3. 事業内容

①日常生活自立支援

昼夜逆転など、社会生活を営む基本的な生活習慣が不十分である者に対し、訪問や来所による相談を行なう中で、生活リズムの確立や必要な医療機関受診など、自らの健康管理や生活管理を行う意識の醸成を行う。

②社会生活自立支援

生活習慣は確立しているものの、社会参加のために支援が必要な者に対し、レインボーはうす始めボランティア活動や地域を知るための外出・地域のイベント参加など、対象者の受け入れやすい方法を共に模索し、ひきこもりの状態にならないよう、また社会的に孤立しないよう社会参加能力を身に付ける支援を行う。

③就労自立支援

就労に向けた実践的支援が必要な者に対し、継続的な就労体験の場を提供するとともに、模擬面接の実施や就職活動に向けた知識・技術の習得など、対象者に適した就労に向けた具体的な準備支援を行う。また、必要に応じた求職活動支援や、就職後の職場定着支援等を行う。

④社会資源の把握・連携先の開拓

本事業の支援に役立つ社会資源を把握し、就労体験やボランティアを受け入れる事業所やNPO法人等の連絡先を開拓するなど、継続的に支援メニューの多様化を図る。

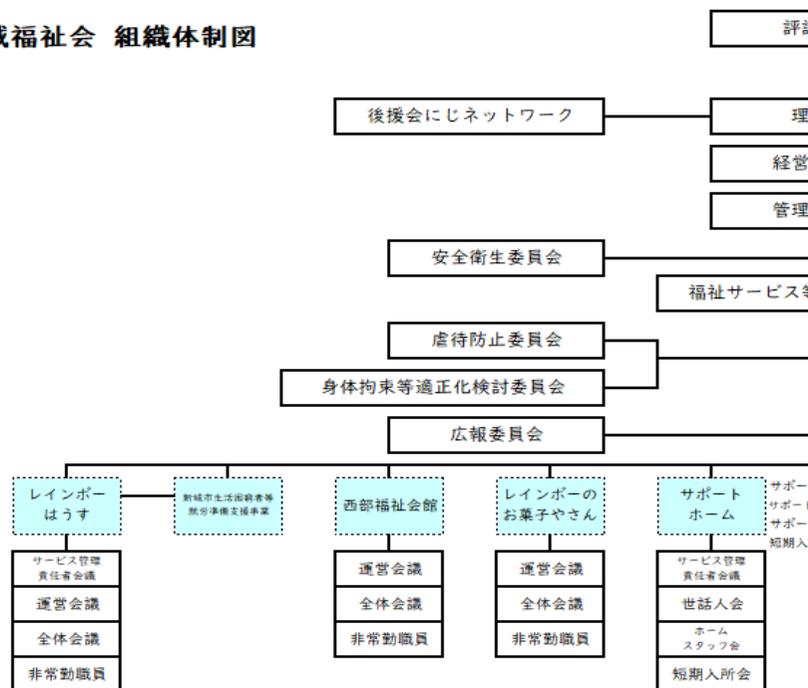
4. 支援期間

1年を超えない期間とする。なお、本事業の利用終了後も就労につながらなかったケース等で、自立相談支援事業又は福祉事務所のアセスメントにおいて改めて本事業を利用することが適当と判断されたときは、事業の再利用が可能となり、つながる支援を継続していく。

5. 利用料 無料とする。ただし、食事の提供に要する費用を除く。

別紙

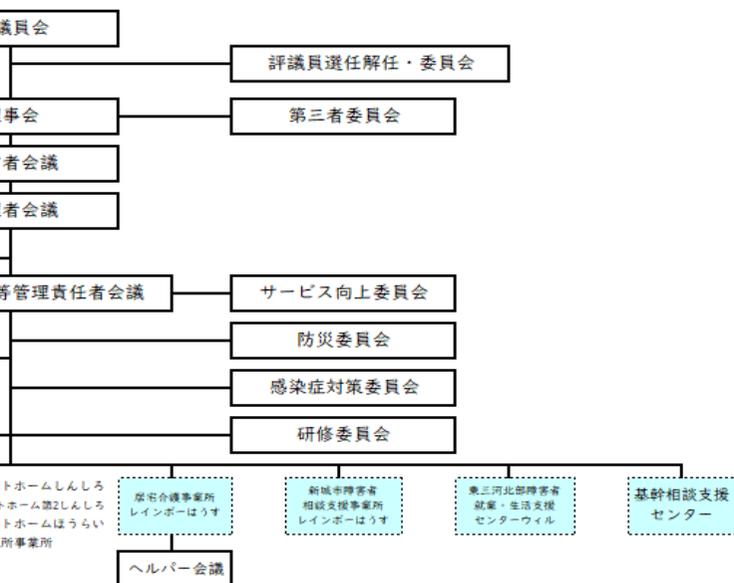
令和4年度 新城福祉会 組織体制図



☆相談支援事業所と直接支援を行う障害福祉サービス事業所に位置づけられるサービス担当者会議については制度

経営者会議 (月2回第2、4月曜日)	理事長、業務執行理事、内部理事で構成。法人経営について検討、協議する。 労務並びに経理責任者である本部事務員は必要に応じて参加する。
管理者会議 (月1回第2月曜日)	理事長、業務執行理事、各事業所の管理者、本部事務員で構成。 各事業部門並びに法人全体の管理、運営について検討、協議する。
安全衛生委員会 (月1回第2月曜日)	理事長、業務執行理事、内部理事、本部事務員で構成。 法人全体の安全衛生について検討、協議する。
福祉サービス等管理責任者会議 (月1回第3木曜日)	内部理事1名、各事業所のサービス管理責任者(管理者兼務を含む)、サービス提供責任者等で構成。 福祉サービス等全般について検討、協議する。本部事務員は必要に応じて参加する。
サービス向上委員会 (不定期)	サービス管理責任者、正規職員で構成。必要に応じて開催する。
虐待防止委員会 身体拘束等適正化検討委員会	各事業から選定された委員により構成。各規程により年3回以上開催する。
広報委員会	各事業から選定された委員により構成。機関紙の発行、HPの更新等を行なう。必要に応じて開催する。
防災委員会	各事業から選定された委員により構成。法人全体の防災、各事業の防災について、検討、協議する。必要に応じて開催する。
感染症対策委員会	新型コロナウイルス対応BCP対策本部事務局とレインボーはうす、西部福祉会館の管理者、サポートホームサービス管理責任者、看護師等で構成。年3回以上開催する。

令和4年4月1日現在



度に基づいて運用、開催する。

研修委員会 (月1回第3木曜日)	各事業から選定された委員により構成。定期開催に加え、必要に応じて開催する。
サービス管理責任者会議 (※1)	管理者、サービス管理責任者、事務担当者等で構成。日中活動を統括し、支援内容、職員育成等について検討協議する。
運営会議(※2)	管理者、サービス管理責任者、正規職員で構成。経営者会議、管理者会議、サービス管理責任者等会議の情報共有、それぞれの事業の管理運営全般について検討、協議する。
職員全体会(※3)	常勤職員全員で構成。月1回を基本として必要な課題に応じて検討、協議をする。終礼を職員全体会議の短縮版と位置づけ、日々の支援を検証する。
世話人会 (月1回第4火曜日)	管理者、サービス管理責任者、世話人、生活支援員、バックアップ事業所サービス管理責任者等、相談支援専門員で構成。月1回を基本として支援内容と必要な課題を検討、協議をする(短期入所事業所を含む)。
ホームスタッフ会 (月1回第4金曜日)	管理者、サービス管理責任者、常勤世話人、登録世話人で構成。月1回を基本として、スキルアップのための研修機会、情報共有並びに支援に必要な課題等を検討、協議をする(短期入所事業所を含む)。
短期入所会 (月1回第2金曜日)	管理者、ホームサービス管理責任者、失物・第2失物ホーム支援員で構成。月1回を基本として、短期入所事業所利用者の情報共有並びに支援に必要な課題等を検討、協議をする。
ヘルパー会議 (月2回不定期)	管理者、サービス提供責任者1名、常勤ヘルパー、登録ヘルパーで構成。月2回を基本として支援内容と必要な課題を検討、協議をする。

※1: レインボーはうす(月1回第2金曜日)、サポートホーム(週1回金曜日)

※2: レインボーはうす(月1回最終金曜日)、レインボーのお菓子屋さん(週1回第4木曜日)、西部福祉会館(月1回第2木曜日)

※3: レインボーはうす(月1回最終金曜日)、レインボーのお菓子屋さん(週1回第4火曜日)、西部福祉会館(月1回最終金曜日)

別紙 年間レインポーはうす職員休日カレンダー

就業日数 252日 休日日数 113日

21

4月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

4月23日 AM利用者支援・PM職員のみ

20

5月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

5月5日 レスパイト営業日

5月14日 AM利用者支援・PM職員のみ

22

6月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

21

7月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

7月23日 AM利用者支援・PM法人職員全体研修

7月2日PM新城福祉会誕生日会

22

8月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月12日 大掃除(利用者さん午前のみ)

21

9月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

9月17日 AM利用者支援・PM法人職員全体研修

※研修は権利擁護(虐待防止等)①

9月23日 レスパイト営業日

夏期休暇 5日間は6月～9月の中で5日間 ※各自で取得とする。

20

10月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

21

11月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

11月5日 AM利用者支援・PM法人職員全体研修

※研修は権利擁護(虐待防止等)②

21

12月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

12月3日 市民福祉フォーラム

12月16日 忘年会(余暇活動)

12月28日 大掃除(利用者さん午前のみ)

20

1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1月14日AM 利用者支援

1月14日PM 新城福祉会職員新年の集い

20

2月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

2月18日 AM利用者支援・PM事業計画会議

23

3月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

3月11日 AM利用者支援・PM法人職員全体研修

AM利用者支援…新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、余暇活動を含めて半日の利用者支援を実施する。

PM職員のみ…新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、会議、研修、ケース記録等、柔軟に使える時間として位置付ける。